

園 裕 翔 徳 行

介護予防特定施設入居者生活介護
運 営 規 定

社会福祉法人 長寿の里

行徳翔裕園
介護予防指定特定施設入居者生活介護運営規程

第1条 社会福祉法人長寿の里が開設する行徳翔裕園特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定介護予防特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要支援状態（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の従業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

- 2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 行徳翔裕園
- (2) 所在地 千葉県市川市末広1丁目1番地48号

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上（常勤）

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (3) 看護職員 常勤換算 2人以上

介護職員 常勤換算 20人以上

看護職員は利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように適切な介護を行う。

(4) 機能訓練指導員 看護職員 1 人以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 計画作成担当者 介護支援専門員 1 人（常勤）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

（入所定員及び居室数）

第 6 条 指定介護予防特定施設の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

(1) 入所定員 50 人

(2) 居室数

個室 50 室(内夫婦室対応 4 室)

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容）

第 7 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者を対象に、要介護者 2.5 人に 1 人以上の介護職員を配置し、夜間は当直をおき、介護を提供する。

（利用料その他の費用の額）

第 8 条 指定介護予防特定施設入所者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防特定施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割又は 2 割・3 割の額（介護保険負担割合証により異なる）とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 居住費 | 42,000 円 |
| (2) サービス提供費 | 10,000 円～49,800 円（前年対象収入により異なる） |
| (3) 生活費 | 48,764 円 |
| (4) その他に係る費用 | 23,000 円 |
| (5) 上乗せ介護費 | 11,146 円～（介護度により異なる） |

3 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は別途徴収とする。

4 第 2 項から第 3 項までの費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 9 条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所及び指定介護予防特定施設入所者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。

2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。

3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。
感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束
その他利用者の行動制限を行わない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定介護予防特定施設入所者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練(年三回)
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(秘密保持等)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した指定介護予防特定施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 17 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後3か月以内
 - (2)継続研修 年2回
- 2 従業者は、施設が行う年1回の健康診断を受診する。また、夜勤に従事する者は年2回の健康診断を受診する。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人長寿の里 理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。